

大和市告示第168号

大和市保育所給食実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月9日

大和市長 古谷田 力

大和市保育所給食実施要綱の一部を改正する要綱

大和市保育所給食実施要綱（令和元年大和市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「保育所」の次に「（以下単に「保育所」という。）」を加える。

第5条の見出し中「不要」の次に「等」を加え、同条中「給食実施不要届書」を「給食実施不要等届書」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 通常入所者の保護者は、保育所と併せて他の児童福祉施設に一定期間継続して通所することにより給食の一部を希望しないときは、給食実施不要等届書により、市長に届け出なければならない。

第6条中「除く」の次に「。以下同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する届出を行った保護者は、給食に係る費用（実費相当額）として、実際に受けた給食の回数に1食当たりの額（大和市保育所に勤務する職員等の給食費に関する規則（昭和53年大和市規則第39号）第2条の規定により市長が定める額をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（ただし、別表第1通常入所者、月額、主食費用の項及び同表通常入所者、月額、副食費用の項に規定する納入額を合計した額を上限とする。）を、市長が別に定める方法により納入しなければならない。

別表第1非定型的保育利用者の項中「（大和市保育所に勤務する職員等の給食費に関する規則（昭和53年大和市規則第39号）第2条の規定により市長が定める額をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第3第1号様式の項中「給食実施不要届書」を「給食実施不要等届書」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。